

震災関連の支援策情報

震災復興に関連した支援策などを一覧化しています。ネットなどで入手した情報を中心に記載していますが、発表内容が変更になる場合もあります。ここ数日で変更になった制度、新たに追加された制度は施策名を赤字で示してありますので、ご確認ください。ご利用の際には関係機関に確認するようお願いいたします。また、当事務所にお問い合わせいただいても、知りえる範囲内でアドバイスさせていただきます。

なお、今回の施策は被災対策ですが、これまでの経営状態や今後の計画なども加味される場合があるようです。経営計画や資金計画の策定なども無償でご支援しておりますので、疑問点などがあれば、いつでもご連絡いただければと思います。

清野経営事務所
090-3362-4691
gaia@seino-family.com

1. まず行うこと

1.1. 被災したことを届ける

罹災証明書・被災証明書

支援内容：損害保険や各種支援策で必要となる罹災証明書、被災証明書を発行

問合せ先：市役所、町役場、消防署など（支所や出張所が受け付ける自治体もある）

手続き内容：

届出	対象物	手続きに必要なもの
罹災証明	家屋	印鑑
被災証明	家屋以外の建物や設備	印鑑と写真

2. 金融支援

2.1. 融資（被災者全般）

災害復旧貸付

支援内容：災害復旧のための設備資金、長期運転資金の貸付

問合せ先：日本政策金融公庫

土日祝日：小規模企業向け TEL: 0120-220-353 中小企業向け TEL: 0120-327-790

平日：TEL: 0120-154-505

融資内容：

対象	融資限度額	利率	融資期間	据置期間
中小企業事業	1.5 億	欄外	10 年以内	2 年以内
国民生活事業	3000 万	欄外	10 年以内	2 年以内

利率：融資後 3 年間は基準金利（中小 1.75%、国民 2.25%）から 0.9%を基本として引下げ

利率引き下げの限度額：1000 万（中小企業団体は 3000 万）

情報源：http://www.jfc.go.jp/c_news/news_bn/news230318.html

災害復旧資金 危機対応業務（損害担保付貸出）

対象者：「東北地方太平洋沖地震」により、被害を受けた中小企業者等

支援内容：設備資金（長期）、運転資金（長期・短期）

問合せ先：商工中金

土日祝日：TEL: 0120-542-711

平日：各営業店

融資内容：

種類	融資限度額	金利	融資期間	据置期間
危険対応業務 罹災証明なし	要確認	短期：短プラ	設備 10 年以内	2 年以内
		長期：基準金利	運転 10 年以内	2 年以内
危険対応業務 罹災証明あり	要確認	同上 3 年は 0.9%利子補給	同上	同上
金庫独自融資	定め無し	短期：短プラ 長期：基準金利	設備 20 年以内 運転 10 年以内	3 年以内 3 年以内

融資限度額：日本政策投資銀行、日本政策金融公庫との合算運用となるので個別に確認必要

情報源：http://www.shokochukin.co.jp/newsrelease/pdf/nr_110314_01.pdf

生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例貸付

対象者：被災世帯

支援内容：低所得世帯向け緊急小口資金について、被災世帯もその貸付対象に含める

問合せ先：各市町村社会福祉協議

融資内容：

融資限度額	金利	融資期間	据置期間
10万円	無利子	2年以内	1年以内は返済無し

融資限度額：特別な場合は20万円

情報源：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000165g8-att/2r985200000165k6.pdf>**七十七銀行災害対策ローン**

対象者：被害を受けた法人・個人事業者および個人

支援内容：被災関連資金（運転資金・設備資金）、農家向けおよび個人向けは生活資金含む

取扱期間：3/16～3/30

問合せ先：七十七銀行

融資内容：

事業者向け・農家向け

種類	保証人	融資限度額	金利	融資期間	担保
事業者向け	オリックス 法人：代表者 個人事：不要	3000万円以内	1.975%（変動）	5年以内	不要
	信用保証協会 法人：代表者 個人事：不要	3000万円以内	1.975%（固定）	同上	不要
農家向け	農家1名以上	300万円以内	1.975%（変動）	同上	不要

個人向け

種類	保証人	融資限度額	金利	融資期間	担保
住宅関連	不要	700万円以内	1.975%（変動）	15年以内	不要
住宅関連以外	不要	300万円以内	1.975%（固定）	7年以内	不要

情報源：<http://www.77bank.co.jp/pdf/newsrelease/11031601.pdf>

杜の都信金復旧支援資金「事業者向け」

対象者：被災した法人・個人事業者、および金庫審査基準に合致した方

支援内容：被災関連資金（運転資金・設備資金）

問合せ先：杜の都信金

融資内容：

保証人	融資限度額	金利	融資期間	据置期間	担保
法人：代表者 個人事業主：必要	1000 万以内	1.9%（変動）	7 年以内	6 ヶ月以内	応状況

その他：対象者、持参する書類、返済方法など、下記情報源を確認

情報源：<http://www.morinomiya-shinkin.co.jp/news/pdf/H23shinsai/touhoku.pdf>

災害復旧ローン「個人向け」災害復旧ローン「個人向け」

支援内容：個人を対象にした災害復旧ローン（融資額 500 万以内）もあり。

情報源：<http://www.morinomiya-shinkin.co.jp/news/pdf/H23shinsai/touhoku.pdf>

宮城第一信用金庫「災害復旧ローン」

対象者：被災した法人、および個人

支援内容：

法人向け 運転資金、設備資金

個人向け 住宅補修・修繕、家具・家電購入等資金

問合せ先：宮城第一信用金庫

融資内容：

対象	融資限度額	金利	融資期間	保証人	担保
事業者	設備 1000 万 運転 1000 万	1.0% (固定)	設備 10 年以内 運転 5 年以内	法人：要 個人：不要	不要
個人	500 万以内	1.0% (固定)	10 年以内	不要	不要

情報源：<http://www.miyashinbank.co.jp/pdf/saigai%2820110313%29.pdf>

なお、上記とは別に「個人向け「災害復旧ローン」(保証付)」もあり。

<http://www.miyashinbank.co.jp/pdf/saigai%2820110324%29.pdf>

2.2. 融資（小規模企業共済加入者のみ）

災害時貸付

支援内容：即日に低利融資

問合せ先：中小企業基盤整備機構

対象者：小規模企業共済契約者

融資内容：

対象	融資限度額	利率	融資期間	据置期間
直接被害者	2000万円	無利子	欄外	12ヶ月
間接被害者	2000万円	0.9%	欄外	12ヶ月

融資期間：貸付金額が500万円以下の場合は4年、505万円以上の場合は6年

情報源：<http://www.smrj.go.jp/kikou/news/earthquake2011/058826.html>

傷病災害時貸付

対象者：小規模企業共済の契約者

支援内容：本震災による被害のため、経営の安定に支障が出た場合に、納付した掛け金合計額の範囲内で事業資金を貸付

情報源：<http://www.smrj.go.jp/kikou/news/earthquake2011/058774.html>

計画停電の実施等に伴う小規模企業共済 緊急経営安定貸付け

支援内容：低利融資

問合せ先：中小企業基盤整備機構

対象者：小規模企業共済契約者のうち、計画停電等(港湾・道路等の途絶、ガソリン・資材等の流通難等を含む)の影響を受けて売上の減少が見込まれる契約者

融資内容：

融資限度額	利率	融資期間
	0.9%	欄外

融資期間：貸付金額が500万円以下の場合は3年、505万円以上の場合は5年

情報源：<http://www.smrj.go.jp/kikou/news/earthquake2011/058825.html>

緊急経営安定貸付

対象者：小規模企業共済契約者のうち、1月間の売上高が前年同月に比して急激に減少することが見込まれる契約者

支援内容：融資利率の引き下げ

問合せ先：中小企業基盤整備機構

支援内容：貸付金利を 1.5% から 0.9% に引き下げ

情報源：<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110318KyosaiAdd.htm>

2.3. 信用保証

災害関係保証

対象者：主要な事業用資産に直接的に被害を受けた中小企業者

支援内容：事業再建資金の信用保証

問合せ先：各信用保証協会

前提条件：罹災証明が必要

限度額：無担保 8 千万円、普通 2 億円（一般保証とは別枠で 100%保証。）

保証人：原則不要（代表者保証は必要）

情報源：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2011/download/110313TGS-3.pdf>

2.4. 債務の軽減、支払いの猶予等

既往債務の返済条件緩和等

支援内容：

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会において、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化等について、被災中小企業者の実情に応じて対応

情報源：http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/chusho/110316_fukkou.pdf

小規模企業向けの設備資金融資の償還期間の延長

支援内容：

小規模企業者等設備導入資金貸付制度及び小規模企業設備貸与制度について、既往貸付金の償還期間を2年延長（7年以内→9年以内）

情報源：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2011/110313TohokuGekijinShitei.htm>

事業協同組合等の施設の災害復旧事業に係る補助

都道府県が行う事業協同組合等の災害復旧事業に係る補助に対する支援（都道府県が事業費の3/4を補助する場合、国はその経費の2/3を補助）

情報源：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2011/110313TohokuGekijinShitei.htm>

小規模企業共済共済掛金の納付・一時貸付金の返済支払いの猶予

中小企業倒産防止共済に共済掛金の納付・共済金貸付金の返済支払いの猶予

対象者：被災した小規模企業共済の契約者

支援内容：掛金の納付期限を当面6カ月延長するとともに、契約者貸付の償還期間を当面6カ月延長

情報源：<http://www.smri.go.jp/kikou/news/earthquake2011/058774.html>

高度化融資事業の償還の猶予措置

対象者：被災した小規模企業共済の契約者

支援内容：被災者の既往債務の償還期限を延長

情報源：<http://www.smri.go.jp/kikou/news/earthquake2011/058774.html>

3. 雇用

3.1. 助成金

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

支援内容：助成金の支給

問合せ先：都道府県労働局又はハローワーク

対象者：

通常の条件に、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合も加える（ただし、震災を直接の理由（避難勧告や避難指示など法令上の制限）とした事業縮小については、「経済上の理由」に該当しない）

特例措置：

事前に都道府県労働局又はハローワークへ計画書を提出必要だが、今回は 6/16 までに提出すれば事前提出とみなす

最近 3 か月の生産量、売上高等がその直前の 3 か月又は前年同期と比べ 5 %以上減少が条件だが、6/16 までは災害後 1 か月の生産量、売上高等がその直前の 1 か月又は前年同期と比べ 5 %以上減少する見込みの事業所も対象

情報源：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a09-1.html>

3.2. 社会保険関連

雇用保険失業給付の特例措置

支援内容：失業給付の受給

対象者：

事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方

災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方（事業再開後の再雇用が予定されている場合も含む）

問合せ先：都道府県労働局又はハローワーク

情報源：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/koyouhoken07.pdf>

厚生年金保険料等の納期限の延長

対象者：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に所在地を有する事業所

および、同地域以外の地域にある事業主の方であっても、今般の地震により財産に相当な損失を受けた事業者

支援内容：平成23年3月11日以降に納期限が到来する社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当に係る拠出金）の納期限を延長する。

口座振替納付を辞退する場合には、預金口座からの引き落としは、平成23年3月29日までに最寄りの年金事務所にご連絡納期限が延長されている間に行わないこととする

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000168il.html>

http://www.nenkin.go.jp/new/press_release/h23_03/0314_02.pdf

労働保険料等の納期限の延長

対象者：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に所在地を有する事業所

および、同地域以外の地域にある事業主の方であっても、今般の地震により財産に相当な損失を受けた事業者

支援内容：平成23年3月11日以降に納期限が到来する社会保険料（労働保険料、特別保険料、一般拠出金並びに障害者雇用納付金）の納期限を延長する。

口座振替納付を辞退する場合には、預金口座からの引き落としは、平成23年3月29日までに最寄りの年金事務所にご連絡納期限が延長されている間に行わないこととする

問合せ先：労働基準監督署、都道府県労働局又は独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000162vu.html>

http://www.nenkin.go.jp/new/press_release/h23_03/0314_02.pdf

国民年金保険料の免除

対象者：地震で被災し、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方

支援内容：国民年金保険料が全額免除

情報源：http://www.nenkin.go.jp/new/press_release/h23_03/0314_05.pdf

4. 住宅金融公庫関連

被災住宅復旧のための資金融資

情報源：<http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/saigai.html>

返済方法の変更

支援内容：

1. 返済金の払込みの据置（被災の程度に応じて、1年～3年）
2. 据置期間中の金利の引下げ（被災の程度に応じて、0.5%～1.5%減）
3. 返済期間の延長（被災の程度に応じて、1年～3年）

※フラット35については、1、3のみが適用

情報源：http://www.jhf.go.jp/customer/hensai/hisai_h23_tohoku.html

団信制度特約料の払込期限の猶予・払込済特約料の一時返戻

情報源：http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/danshin/h21_saigai.html

年金住宅融資等の返済猶予等

支援内容：返済猶予、返済猶予期間中の利率軽減、返済期間の変更

情報源：http://hp.wam.go.jp/Portals/0/docs/recovery/pdf/20110311_jyutaku.pdf

4.1. 住宅金融支援機構コールセンター

電話番号：0120-086-353

受付時間：9時～17時（電話相談は、土曜日、日曜日も実施）